

県外で新生児聴覚検査を受検する皆さま



県外の医療機関で受検する新生児聴覚検査について

今回交付しました受検票は、長野県外の医療機関では使用できません。

県外で新生児聴覚検査を受検される場合は、所定の検査料をお支払いいたしますので、以下のとおりお手続きをお願いします。

※受検日に佐久市に住民票があるお子様のみ対象です。



新生児聴覚検査から助成金申請手続きの流れ

聴覚検査を受検

「新生児聴覚検査について」と「新生児聴覚検査受検票(補助券)」を医療機関へ提出

自費で検査料を支払う

領収書・明細書をとっておく(申請時に必要となります)

市役所窓口で申請

以下の書類を持参し、佐久市健康づくり推進課(各支所)で手続き

口座に入金

「交付決定・確定通知書」が届いてから概ね1か月



必ず医療機関に「新生児聴覚検査受検票(補助券)」を記入してもらう



申請の時の持ち物

佐久市新生児聴覚検査県外受検補助金交付申請書兼請求書【様式第1号】
受検医療機関が発行した領収書と明細書の写し
聴覚検査の結果票又は結果が記録されている母子健康手帳のページの写し
医療機関等で聴覚検査の結果を記入した「新生児聴覚検査受検票(補助券)」
入金する口座の通帳(請求書にご記入いただいた金融機関情報を確認するため)
委任状(入金する口座が配偶者等の名義の場合)



留意事項

- ① 助成金の額は、県外受検に要した額又は佐久市が一般社団法人長野県医師会と締結する委託契約において定めた検査料の額のいずれか少ない額です。
- ② 市からお支払いする検査料の対象は、母子健康手帳「検査の記録」に記載のある聴覚検査で、市が交付した「新生児聴覚検査受検票(補助券)」に医療機関等による結果の記載があるものです。検査について、母子手帳と受検票に医療機関による結果等の記載があるかをご自身でも確認しましょう。
- ③ 申請期限：県外受検をした日から1年以内です。

【問合せ先】 佐久市役所 健康づくり推進課 健康増進係 電話 0267-62-3189 (直通)